

3 教育委員会への報告

調査、対応については、逐次教育委員会に報告し、指導助言を受ける。

4 いじめの収束・再発防止

調査結果を踏まえ、いじめの収束に全力を尽くすと共に、再発防止のために必要な措置をとる。

第8 関係機関との連携

1 地域・家庭との連携の推進

(1) P T Aとの連携のもと、いじめに対する理解を深める取組を推進する

- ◆講演会等の実施
- ◆児童への取組等の説明 等

(2) いじめの防止に関する学校の基本方針や取組をホームページ、学校だより等で積極的に発信する。

2 関係機関との連携の推進

警察、児童相談所等の関係機関と適切な連携を行う。

第9 その他

1 日常

- ◆毎日実施される「いじめ防止委員会」「つながりケア会議」の内容を記録する。
- ◆記録には、校務支援システムの「回覧板」を用い、全職員に周知する。
- ◆「回覧板」への記録は印刷の上、保存する。

2 いじめ事象発生時

- ◆いじめが起きたときには、疑わしい場合を含め、詳細な記録を作成する。
- ◆記録用紙の書式は、別途定める。

※補足1 指導にあたっての留意点

- (1) いじめは正当化できないことを伝える。
「確かにうちも悪いが、相手だって…。」という言葉
い訳をゆるさない。
- (2) いじめが止まらない事態、不登校につながる事態、
心身に影響が生じる事態に進展する可能性を感じれば、
重大事態として対応することも求められる。
- (3) 子どものふり返りを自分の言葉でさせ、その言葉
をもとに指導し、子どもの反省の言葉を正確に伝える。
事象は「いじめの言葉」「いじめの行動」を明確にとらえ、
客観的に指導の手がかりとする。
- (4) 学校は警察ではない。教育を行う機関であることを
十分に踏まえる。長時間の聞き取りや、圧迫感のある
聞き取りは不適切であることを自覚する。
- (5) 被害児童はもちろん、加害児童も「いじめはいけ
ないことだった。」という気持ちをもって再スタート
ができるよう指導を継続していく。子どもが前向き
になり、活力ある学校生活を送ることができるよ
うになれば、保護者の理解・協力を再び得ることが
できる。